

(様式3 公表の表紙)

つくば市火災予防条例の一部を改正する条例(案)の
パブリックコメント手続の実施について

平成28年12月
つくば市消防本部予防広報課

案件名	つくば市火災予防条例の一部を改正する条例（案）
募集期間	平成28年12月2日 ～ 平成29年1月10日
担当課	消防本部 予防広報課
問合せ	TEL 029-851-2633（内線）224

■ 意見募集の趣旨

国の通知に基づき、重大な消防法令違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者に対する防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置を促進するための公表制度の整備を目的として、つくば市火災予防条例の一部を改正するものです。

つきましては、条例案を公表しますので、市民の皆さんの意見をお寄せください。

■ 資料

- ・つくば市火災予防条例の一部を改正する条例(案)
- ・つくば市火災予防条例の一部を改正する条例(案)の背景・経緯等
- ・つくば市火災予防条例の一部を改正する条例(案)の概要
- ・新旧対照表

■ 提出方法

- 直接持参
 - ・ 消防本部予防広報課（消防本部2階）
 - ・ 各窓口センター
 - ・ 各地域交流センター
- ※施設閉庁日を除く
- 郵便
 - 〒305-0817
 - つくば市研究学園一丁目1番地1
 - つくば市消防本部予防広報課
- ファクシミリ 029-852-1475
- 電子メール fst010@info.tsukuba.ibaraki.jp
- ホームページの電子申請・届出サービス

※ 意見の提出については、「(様式3の3)パブリックコメント意見提出様式」やホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所(法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地)を明記の上、御意見を提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- ・ パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。提出された意見を十分考慮した上で、つくば市火災予防条例の一部を改正する条例(案)の最終決定を行います。
- ・ 提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表いたします。個人情報等の取り扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報(つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報)については、公表しません。
- ・ 提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所

- 公表時期 平成29年1月ごろを予定しています。
- 公表場所 市ホームページ、予防広報課、
情報コーナー(庁舎1階)、
各窓口センター、各地域交流センター

つくば市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

つくば市火災予防条例（平成14年つくば市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第67条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第67条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。